

# テレワークでスマートな働き方、 富士市でかなえる豊かなライフスタイル



## テレワーク 移住 アシスト

(富士市先導的テレワーク移住者支援補助金)

東京圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）在住の被雇用人又は個人事業主が、  
テレワークの実施をきっかけに富士市へ転入した場合、  
住宅取得費、住宅賃借費、引越費用の合計を **最大50万円** 補助します。

### おすすめポイント

#### 働き方

- 満員電車のストレスがなく、通勤時間はゆとり時間へ
- たまの本社勤務でも、新幹線で日帰り樂々

#### 住まい

- 都会よりも安い土地や家賃相場！市内には新しい住宅地が豊富！憧れの庭付き住宅で家庭菜園も
- 広い間取りで、テレワーク専用ルームも！子ども部屋も！

#### 暮らし

- 温暖な気候、豊かな自然、富士山のふもとライフ
- 子どもと楽しめるアクティビティ満載
- 富士山の恵み！おいしい水と地元食材



東京まで1時間ちょっとの距離感



HOME



スマートワーク＆リビングシフト



#### お問い合わせ

富士市役所 総務部 企画課 移住定住推進室

〒417-8601 静岡県富士市永田町1-100

TEL : 0545-55-2930 FAX : 0545-53-6669 メール : kurasu@div.city.fuji.shizuoka.jp

## 富士市先導的テレワーク移住者支援補助金



### 補助対象者

次の①～⑤の全てを満たす方

- ①令和2年8月1日以降に本市に転入をした方であって、転入日の前日まで1年以上継続して東京圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）に居住していたこと
- ②補助金の交付を受けた日から1年を超えて市内に定住する意思があること
- ③次のいずれかに該当すること
  - 東京圏に存する企業等に在職している被雇用人であって、現にテレワークで勤務していること
  - 東京圏において事業活動を行う個人事業主であって、現にテレワークで事業活動を実施していること
- ④市町村税及び特別区税を滞納していないこと
- ⑤申請者の属する世帯の世帯員がいずれも過去に本補助金及び他の同種の補助金の交付を受けていないこと。ただし、富士市若者世帯定住支援奨励金（スミドキU-40 プラス）との併用はできます。

### 補助対象経費

市内に転入するに当たって要した住宅取得、住宅賃借、引越しに係る次の費用の合計。ただし、住宅の取得又は賃借に当たり、勤務先から住宅手当その他これに類する金員が支給されている場合にあっては、これを除きます。

住 宅 取 得 費 用	建物の取得費用（土地購入代を含まない）、リフォーム費用（中古住宅又は中古マンションの場合）
住 宅 賃 借 費 用	賃料（2か月分）、敷金、礼金、共益費、仲介手数料
引 越 費 用	引越費用（引越業者又は運送業者に支払った費用に限る）

### 補助金額

補助対象経費を最大50万円まで補助します。（千円未満切捨）



### 交付の条件

交付を決定する際の条件として、テレワーク移住に関する普及啓発及び各種調査へのご協力をお願いします。

### 申請方法

市ウェブサイトから申請書類をダウンロードし、必要書類を添えて、富士市企画課移住定住推進室まで提出してください。また、詳しい制度内容や申請方法などについて、ご相談を随时受け付けておりますので、お気軽にお問合せください。

### 市ウェブサイト

トップページ→くらしと市政→くらし・手続き→移住・定住  
→テレワーク移住アシスト  
(富士市先導的テレワーク移住者支援補助金)

